

第3章

農村部を領域化する国家

——エチオピア・アムハラ州農村社会の土地制度の事例——

児玉 由佳

はじめに

本章の目的は、エチオピアの農村部において国家の権力を浸透させるために、政府がどのように土地制度を管理しているのかを検討することにある。エチオピア人民革命民主戦線（Ethiopian Peoples' Revolutionary Democratic Front: EPRDF）は、17年間続いた社会主義を標榜するデルグ政権⁽¹⁾を武力で打倒し、1991年に政権を握った。EPRDFは単一政党ではなく連合政党であり、各州にEPRDF傘下の党がある。ただし、全人口の6.1%を占めるにすぎない少数民族であるティグレによるティグライ人民解放戦線（Tigray People's Liberation Front: TPLF）がEPRDF政権の中枢を担っている。EPRDFが政権を握ってからすでに四半世紀以上が経過し、その間何度かエチオピアは政治的な危機を経験してきた（Chinigò 2015; Vaughan 2011）。しかし、現在のところ野党は勢力を拡大できず、2015年の総選挙ではEPRDFが全議席を獲得するなど、EPRDFによる独占的な政治支配が続いている（児玉 2015a）。

EPRDF政権が比較的安定した政治支配を可能にしている要因として、抑圧的な政治姿勢を指摘する先行研究は多い（Bahru and Pausewang 2002; Gilkes 2015; Merera 2011）。しかし、政治的抑圧のみで長期政権を維持することは困難である。並行して、適切な経済政策や行政制度の整備などを行うことで

EPRDF の存在意義を示すことも、人々からの支持獲得のために必要である。

2000年代に入ってから、EPRDF は、土地法を制定し、農村部に新たな土地管理制度を導入した (Chinigò 2015; Vaughan 2011)。その結果、農民の土地保有権が明確になり、国家が土地管理を容易に行えるようになった。この土地管理制度は、村レベルの協議を重視しており、中央政府からのトップダウンによる運営ではない。しかし、その話し合いをとりまとめる要職者には EPRDF 党員が配置される仕組みになっており、政治権力構造から独立した制度ではない。この土地制度は、EPRDF 政権の権威の裏づけがあって機能している。このような状況は、政治地理学者である Sack (1986) のいう領域性の行使 (territorialisation) に当てはまる (Chinigò 2015, 175)。Sack (1986) は、領域性を「空間を区切って領域を作り出すことによって、人間の行動や現象の発生を制御する個人や集団の戦略的試み」²⁾と定義した。国家は、その領域に新たな原理を持ち込むことで、特定の社会関係を構築し、自らの権力を強化しようとするのである (山崎 2016, 89-90)。

多民族国家であるエチオピアでは、歴史的に国家が人よりも土地を支配することで農村部の領域化をめざしてきた。19世紀後半に始まったとされる帝政期ではアムハラ民族が他民族を支配する過程で、土地制度が重要な役割を果たしていた。また、第2次世界大戦後には政権交代が二度起きているが、新たに政権を握った政治勢力は、武力によって政権についたために早急に支配を確立する必要があった。これらの政権はいずれも農村部では、土地制度の変革をとおした支配強化をめざしている。1974年に帝政を打倒したデルグ政権は、土地再分配によって帝政時代の権力者を排除し、1991年に政権を握った EPRDF も、後述のように新たな土地管理制度を構築することで農村部での支配の浸透を図っている (児玉 2015b)。

帝政以来の歴史的過程としての国家による領域化と、各政権が志向する領域化は、相互に関係しており切り離すことはできないが、分析の視点も異なり区別して論じる必要がある。本章では、現政権である EPRDF の土地政策に焦点をおき、土地政策における領域化のもつ意味を中心に論じることとし

たい。

本章では、エチオピアの人口の26%を占め、オロモ（34%）に次ぐ第2の民族であるアムハラが多く居住するアムハラ州をとりあげる。現地調査をもとに、EPRDF 政権がどのように農村部における支配を土地制度導入とともに進めているのかを解明することが本章の目的である。本章は、4節で構成されている。第1節でEPRDF 政権による農業政策と土地政策の変容について考察し、第2節ではアムハラ州が抱える土地問題の現状を紹介する。第3節では、現在の土地制度の基本原則となっている連邦政府とアムハラ州が制定した土地法と規定を検討する。第4節で村落レベルでの土地管理の実態を現地調査の結果から解明する。調査は、2015年11～12月、2016年7～8月にアムハラ州を中心に行った。アムハラ州レベルの行政機関などから州全体の土地に関する情報を収集するとともに、郡の環境保全土地管理局や村落地区内にある土地管理委員会のメンバーや現地住民などから実際の土地管理や紛争の解決方法について聞き取りを行った。

なお、エチオピアの土地は帝政時代から一貫して所有権は国に属するものとされている。帝政期では皇帝のものとされ、1974年のデルグ政権誕生以降、現在に至るまで土地は法律で国有と定められている。そのため、個人には土地所有権はなく、法律上個人が自由な売買を行うことはできない。個人が獲得できるのは土地使用権のみである。法律では、国が保有する土地に対して個人がどのような法的権利を有しているのが定められており、その権利は総称して土地使用権（land use right）または土地保有権（holding right）と呼ばれている。本章では、法的な意味での土地使用権がある場合は、便宜上土地保有権と呼ぶ。

第1節 EPRDF 政権の農業・土地政策

1. ADLIに基づく小農重視の農業・土地政策

EPRDF 政権の農業政策の象徴的なものとして「農業主導産業化開発」(Agricultural Development Led Industrialization: ADLI)がある。ADLIを政策として採用した具体的な時期は不明だが、EPRDFは、政権を握った2年後の1993年の「エチオピア経済開発政策」(An Economic Development Strategy for Ethiopia)ですでにADLIについて言及している。ADLIとは、「肥料や品種改良種子その他伝統的方法といった労働集約的だが土地の生産性を増強するような技術を使うことで、より迅速な成長と経済開発をめざす長期的戦略」であり、「農業は経済成長の中心的役割な役割を果たす」としている(MoFED 2002, iii)。ADLIにおける経済発展の論理は、人口の大多数を占める小農が、生産性向上によって貧困から脱出して食料の安全保障を確立すると同時に、消費財への需要を増加させることで国内需要が拡大し、結果的に製造業が成長するというものである(Lefort 2012, 681-682)。

国家による小農の土地権の保護もADLIの一環として位置づけられている。援助ドナー側も、農民が安心して自身の土地に投資することができることで生産性が向上するという論理のもとに、土地登記や土地法の整備を推奨してきた(Deininger and Binswanger 1999, 249-250)。2002年に出されたエチオピアの5カ年計画である「持続的開発と貧困削減計画」(Sustainable Development and Poverty Reduction Program: SDPRP)においても、土地登記が土地権の安定をもたらすとしている³⁾。

ただし、近年の農業政策が、小農の食料安全保障よりも商業生産を重視する方針を強く打ち出すなかで、農村重視の開発政策としてのADLIは、2006年の段階で明示的ではないが、すでに放棄されていたという指摘もある(Dessalegn 2008a, 133; Lefort 2012, 682; Lavers 2012, 112)。しかし、次項で述べ

るように、2005年の政治的混乱の対策として、EPRDF 政権は農村政策を見直すことになった。

2. 政治的混乱収拾のための農村政策

1991年に政権についてから、EPRDF は緩やかに経済自由化や民主化を進めていた。しかし、2005年の総選挙とそれに続く政治的混乱は、エチオピア政治の大きな転換点となった⁽⁴⁾ (Aalen and Tronvoll 2009, 194; Chinigò 2015; Vaughan 2011, 632)。この総選挙の直前は、1998年に始まり2000年に終結したエリトリアとの戦争によってナショナリズムが高揚したのを受けて、民族横断的な野党が勢力を伸ばした時期である。少数民族が中心のTPLFがEPRDF 政権の中枢を独占していることに対する批判 (Lefort 2007, 262) も相まって、2005年の総選挙では野党が3割以上の議席を獲得する結果となった。しかし、選挙後、首都を中心に起きた野党側による選挙結果への大規模な抗議運動に対して、政府側は徹底的な弾圧をもってのぞんだ。それ以降EPRDF は反政府側に対しては抑圧的な姿勢を強め、野党側の政治活動も停滞するようになった (Lefort 2010; 兎玉 2015a)。

このような反政府側の勢力拡大に対するEPRDF 政権側の危機感は、農村政策にも反映された。2005年の総選挙後は、地方分権化を推進して、州のみならず、さらに末端の行政区分⁽⁵⁾である郡 (*woreda*) や村落地区 (*qebele*) にさまざまな決定権を委譲することで、農村部の不満を解消し、EPRDF への支持を増やそうとしたのである。人口の84%が居住している農村部において支持基盤を固める重要性をEPRDF が認識したためと考えられる。

なお、1995年に制定された憲法は連邦制を採用しており、政府にもともと地方分権化の意図はあったといえる。とくに州政府は、連邦政府の意向に沿ったものではあるが、具体的な予算執行、州法制定や政策遂行についての権限を委譲されていた。2005年の総選挙後には、さらに郡レベルにまで財政、権限などを委譲した⁽⁶⁾ (Vaughan 2011, 633-634)。

もともとアフリカの地方分権化は、1990年代後半からドナー主導で進められていた。これは地方分権化が、1980年代後半から1990年代にかけてアフリカの「民主化」⁷⁾に実効性をもたせるために不可欠なガバナンスの向上をもたらすことができるとされたためである (Manor 1999; 岩田 2010, 7-9; World Bank 1997, 10)。しかし、2005年以降の EPRDF 政権による地方分権化は、「民主化」やガバナンス向上とは異なる文脈で行われている。実際に EPRDF が地方分権化を介して行ったのは、EPRDF による農村部支配の浸透である (Chinigò 2015)。地方分権化の名のもとに村落地区にまで権限を委譲し、制度に組み込んでいくことは、住民に自由裁量を与えているようにみえるが、現実には、すべての手続きがフォーマル化され、国の制度のなかに組み込まれていくことを意味している。Chinigò (2015, 175) は、エチオピアで行われた土地登記は、「国家が資源に対して権利を主張し、政治的支配を実践することを合法化するための戦略の1つ」であると指摘している。

EPRDF 政権は地方分権化を進めるのと同時に、農村部において支持基盤固めを積極的に行った。2005年の選挙結果を受けて、2005年後半から2006年には EPRDF がそれまでの自らの過ちを認めて「許しを請う」ため、地方レベルで会合を開いたという (Vaughan 2011, 632-633; Lefort 2010, 446)。本章の調査地のあるアムハラ州では、政府は前政権支持者であるとして排除してきた長老なども含めコミュニティに影響力のある人々を再評価し、話し合いの場への参加を求めた (Vaughan 2011, 633)。その結果、行政側が農村部の日常生活にトップダウンで介入してくることが減り、コミュニティ・レベルでの意思決定を尊重するようになったという (Lefort 2010, 437)。同時に、コミュニティ内で権威をもつ人々を積極的に EPRDF の党員にしていくことでコミュニティにおける EPRDF への支持基盤を固めようとした (Vaughan 2011, 633)。

エチオピアの土地管理制度の整備も、同様の政治的文脈のなかに位置づけられる。土地管理制度の整備は、農民の土地保有権の安定化による生産性向上だけでなく、EPRDF の農村部における支持基盤の確立もめざしていたと考えられる。

第2節 アムハラ州における土地不足と土地制度の変遷

1. 深刻化する土地不足

アムハラ州は、エチオピア全土の土地面積の21%（15.5万平方キロメートル）、人口でも推定22%（1887万人）を占めるエチオピアでも主要な州の1つである。表3-1にあるとおり、アムハラ州は、他州と比較しても人口密度が高い。また、アムハラ州の人口の88%は農村部に居住しており、アムハラ州以外の地域の平均83%よりも高い（Central Statistical Agency 2011）。農村居住者の多くが主食作物を栽培する自給自足に近い生活を営む小農であり、南部のコーヒーのような輸出作物の生産はほとんどないため、現在エチオピア政府がめざしている「農業のさらなる商業化と民間の投資に重点をおいた成長」（MoFED 2010, 4）をもたらす地域とは言い難い。それでも政府がアムハラ州における農業支援や土地管理制度の整備を行うのは、人口規模の大きいアムハラに対する統治を円滑に行うためと考えられる。

アムハラ州の農村部は、他地域と比べて人口稠密であり、長年土地不足に苦しんできた。Berhanu, Berhanu, and Samuel（2003）によると、世帯当たりの食料を確保するための最低農地面積はアムハラ州では0.86ヘクタールと推定されているが、55%の世帯がそれを満たす農地を保有していない。

表3-1 エチオピアの人口・面積・人口密度

	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
アムハラ州	18,866,002	154,709	121.9
南ゴンダールゾーン（調査地）	2,239,077	14,095	158.9
アムハラ州以外の州*	61,703,984	561,284	109.9
全 国	84,320,987	741,498	113.7

（出所） Central Statistical Agency（2011）より筆者作成。

（注） *特別行政都市および都市人口が54%を占めるハラリ州を除く。

そのため、限られた土地をめぐる紛争は多い。土地法や土地登記が整備されることで、土地に関する紛争が減少しているという報告がある一方で (Chinigò 2015, 175)、アムハラ州最高裁判所や調査地のあるウステ郡地方裁判所の係争数では、土地関係が非常に多い⁽⁸⁾。最高裁判所では、土地問題の係争数が最も多く、次の金銭関係に続いて3番目に多いのが夫婦関係の係争となっている。裁判所職員の説明では、夫婦関係についてもその多くが離婚時の財産分与に関するものであり、土地の分与の問題が中心だろうということであった。郡の地方裁判所では、1位に土地の権利も関係するであろう夫婦関係の係争が挙げられ、2位の金銭関係の後に土地関係の係争が続く。アムハラ州では、土地は利害対立を招きやすい資産なのである。

2. アムハラ州における伝統的土地制度と変遷の歴史

エチオピアは多民族国家であり、もともとは民族ごとに土地に関するさまざまな慣習や制度が存在していた。アムハラ州などエチオピア北部には、古くからルスト (*rist*) という土地に関する権利があった⁽⁹⁾。ルストとは、共通の祖先からの世襲に基づいた分割相続の結果、子孫が得る土地使用権である (Dunning 1970, 272-273; Hoben 1973, 6; Perham 1969, 286)。この権利は、土地の個人所有を保証するものではなく、コミュニティによる使用承認によって与えられるものであり、排他的な私的所有権というよりも、コミュニティ・メンバーが有する土地使用権とするのが妥当であろう (Hoben 1973, 153-159; Pausewang 1983, 22-23)。また、アムハラ州の人口の91%を占める民族であるアムハラ (Central Statistical Agency 2010) は、本来双系出自 (cognatic decent) であり、その土地の最初の入植者の子孫であれば、男女どちらであってもルストの権利を主張できたという (Dessalegn 1984, 17-18; Hoben 1973)。

これらの慣習は、デルグ政権によって廃止され、土地は農民に再分配された。ただし、その土地再分配の作業は各コミュニティに設立された農民組合にゆだねられており、コミュニティ・レベルで土地を管理するという点では、

それ以前の帝政期と大きく変わらなかったといえる (Pausewang et al. 1990, 45; 兎玉 2015b, 237-238)。

1991年に政権を握った EPRDF は、1990年代末頃までアムハラ州で大規模な土地再分配を行っていた (Ege 2002; SARDP 2010, 8; Teferi 1998; Yigremew 2001)。1996年末から1997年に行われた土地再分配は、1996年のアムハラ州政府による法律¹⁰⁾に基づいて行われたものであるが、法律に先行して実施された地域もあった。本章の調査地では、法律に先行して1991年に土地再分配が行われている (兎玉 2017)。ただし、1996年の法律に基づいて土地分配が行われた地域によっては、農民側が受け入れに激しく抵抗した場合もあり、アムハラ州のすべての地域で行われたわけではない (SARDP 2010, 8)。1996年の法律施行後の土地再分配については、地域によっては EPRDF 寄りの人々に対して、有利な土地分配を行っていたという報告もあり (Ege 2002; Lefort 2010, 454)、このような恣意的な土地分配に対する不安が、農民の抵抗につながったといえる。

EPRDF 政権は、この土地再分配については肯定的に評価している。2002～2007年の5カ年計画である SDPRP では、土地分配は平等主義的なもの (egalitarian type) であり、農村の貧困削減に効果があったとしている (MoFED 2002, 18)。

第3節 EPRDF 政権下の土地法概観

——国家による土地管理制度の確立——

前節でみたように、土地不足が深刻なアムハラ州において土地制度の整備は喫緊の課題である。アムハラ州政府は、2005年に連邦政府が土地制度の基本原則を定めた法律をベースに、他州と比べても詳細な規定をもつ法律を定めている。

1. 連邦政府による土地法：国家による土地管理原則の制定

EPRDF 政権による最初の土地法は、1997年の「農村部の土地管理についての布告 No.89/1997」^[11]（以下、連邦政府土地法 No.89/1997）である。この法律は、1975年にデルグ前政権が出した「農村部の土地の公的所有に関する布告 No.31/1975」^[12]を差し替える形をとった（Daniel 2015, 68）。連邦政府土地法 No.89/1997は全部で10条しかない短い法律であるが、各州が州ごとの土地法を制定するにあたっての基本原則を挙げている。この法律制定後の1998年に、エチオピアの主要4州であるティグライ州、アムハラ州、オロミヤ州、南部諸民族州における土地登記が、国際ドナーの支援のもと開始された。農業省によると、2013年にはこの4州の農業世帯の90%以上の土地登記は終了している（Bezu and Holden 2014, 195）。

現在のエチオピアの土地法の基本原則として参照されているのが、2005年に出された「エチオピア連邦民主共和国の農村部の土地管理と土地使用に関する布告 No.456/2005」^[13]（以下、連邦政府土地法 No.456/2005）である。連邦政府土地法 No.89/1997を拡充する形で出された法律である。エチオピアは現在連邦制度を採用しており、憲法52条第2(d)項において、「[州政府は]連邦法に従って、土地その他の天然資源を管理する（権力と機能をもつものとする）」と定めており、連邦法が州法よりも上位に位置するが、連邦法から逸脱しない範囲であれば、「詳細は州政府によって定められる」とする条項も多い。

連邦政府土地法 No.456/2005の大きな特徴としては、土地細分化を防ぐために最低面積が定められたこと（第11条）と、相続人のいない土地は行政によって土地無し農民などに土地を分配するとしたこと（第9条）などが挙げられる。また、これまで禁止されていた土地の賃貸や相続人への譲渡なども認めている（第8条）。土地登記（land registration）については第6条で定められており、第7条以降で言及される「農村部における土地使用権」（rural land use right）は、土地登記を前提としたものである。

2. アムハラ州政府による土地法：詳細な土地管理制度の導入

上述のとおりエチオピアは連邦制であり、州レベルに多くの権限を委譲している。法律制定についても同様であり、連邦政府による法律を基本として、州政府は、州の状況に対応する形で法律を制定する。

各州の土地法は、連邦政府の土地法を基本にして策定され、連邦政府の土地法が修正されれば、それに合わせて州の法律も修正されていく。連邦政府土地法 No.89/1997の第5条第2項では、「本条第1項の規定を遂行する目的のために、各州は土地管理についての法を制定するものとする」と定めている。そのため、各州の土地法は、連邦政府土地法をベースしているものの、州の状況に合わせて独立した法律が制定されている（Ministry of Agriculture and Natural Resources 2017）。

アムハラ州政府も、連邦政府土地法 No.89/1997に基づいて、「アムハラ民族州農村部の土地管理および使用の布告 No.26/2000」¹⁴⁾を制定している。そして連邦政府土地法 No.456/2005が出されると、それに合わせて州土地法 No.26/2000を修正して、「アムハラ民族州農村部の土地管理および使用の修正に関する布告 No.133/2006」¹⁵⁾（以下、州土地法）を公布している。アムハラ州の土地法は、他州の土地法と比較すると、土地不足が深刻であることを反映してより詳細な規定が定められている（Ministry of Agriculture and Natural Resources 2017）。

州土地法に加えてさらに詳細な手続きを定めたのが、「アムハラ民族州農村部の土地管理および使用制度実施：州政府議会規定 No.51/2007」¹⁶⁾（以下、州規定）である。調査を行った2016年の段階では、州土地法 No.133/2006と州規定 No.51/2007を基本原則として土地の管理が行われている。

州土地法および州規定において、実際の土地保有権に大きな影響を与える条項としては4つ挙げられる。具体的には、①土地保有権剥奪条件、②最小保有面積、③土地登記、④土地使用管理委員会設立に関する条項である。

まず、州土地法第12条では、土地保有権を剥奪する条件が明確に定められている。具体的な条件は以下の5つである。

- a) 農業以外で生計を立てている
- b) 5年間消息不明である
- c) 3年以上または灌漑耕地の場合は1年以上耕作していない
- d) 土地管理の失敗で土地に著しい損害を与える
- e) 本人が保有権をとり下げる

この条項によって、農業に従事しない不在地主は土地を保有できないが、同時に、出稼ぎで長期不在の場合も土地保有権が剥奪される可能性がある。このような条項は、たとえばオロミヤ州における同種の法律「布告No.130/2007: オロモ農村部の土地使用と管理の布告No.56/2002, 70/2003, 103/2005を修正する布告」（オロミヤ州土地法No.130/2007）には存在しない。それだけアムハラ州における土地不足の問題が深刻であることがわかる。

つぎに、最小保有面積に関する条項であり、これは生存維持レベル以下の土地細分化を防ぐことを目的としている。すでに土地細分化が進行しているアムハラ州においては、一般的に行われる分割相続の際に、最小保有面積条項が大きく影響することになる。州規定では天水農地0.2ヘクタール、灌漑用地0.06ヘクタールと定められている（第7条）。これは、オロミヤ州土地法No.130/2007第7条の0.5ヘクタールよりも小さい。相続などによる土地分割の結果、その土地面積が最小保有面積よりも小さくなる場合は、その土地を単独で保有することはできず、共同保有となる（州土地法第16条第8項）。

第3に、土地保有権は登記して初めて法的に認められると規定したことである。土地登記がなければ、土地保有権だけでなく国が接収するときの補償なども受けられないため、登記は必須である。保有者の氏名と写真が記載されている土地登記帳に基づいて土地保有が法的に認められる（第24条第5項）。また、共同保有となる場合は、夫婦であれば両配偶者の名前が併記された登

記帳が発行される（第24条第2項）。

第4に、土地の管理や利用について、州や郡レベルに管轄する庁を設立するとともに、村落地区や村レベルにおいても土地管理使用委員会を設立し、大幅な権限委譲を行っていることである（州土地法第5部）。州としての管轄庁はアムハラ民族州政府環境保護・土地管理および使用庁（Amhara National Regional State Environmental Protection, Land Administration and Use Authority——以下、土地管理庁）であるが、そのなかでも活動の中心となるのは、州内に140ある郡のレベルの担当局（以下、郡土地管理局）である。この郡の担当局が主導して村落地区レベルの土地管理・使用委員会（以下、土地管理委員会）や村レベルの土地管理・使用下部委員会（以下、土地管理下部委員会）を設立し、監督する。州土地法第27条に定められている村落地区土地管理委員会の役割としては、土地保有権の決定や剥奪および土地分配時の優先順位の決定などが挙げられており、委員会は土地管理に関して強い権限をもつ。

州レベルの土地管理庁、郡レベルでの土地管理局、そして村落地区土地管理委員会、村レベルの土地管理下部委員会についてはそれぞれ定めがある（州土地法26・27条）が、州と郡のあいだの行政単位である県についての言及はないことから、郡レベルに多くの権限が委譲されていると考えられる。州規定26条から28条では、これら委員会についての設立方法や義務などが詳細に規定されている。この州規定では、村落レベルの土地管理は、土地管理委員会や土地管理下部委員会にゆだねられている。

第4節 村落レベルでの土地管理の実態

本節では、上述の土地に関する法律や規定が、実際にどのように運用されているのかを検討する。エチオピアの憲法は、「農村部と都市部の土地所有権ならびにすべての天然資源は、エチオピアの国家および人民にのみ帰属する。土地は、エチオピアの国家と諸民族の共通の財産であり、売買や他の交

換手段の対象にはならない」(第40条3項)と定めており、実質的に国家に土地所有権がある。したがって、土地に関する交渉力の点では、圧倒的に一般人よりも国が優位である。本節では、人々が新たな土地管理制度や法律を 수용する過程に含意される政治的文脈(河野 2002, 27-28)に留意しつつ分析をすすめる。

1. 調査地概要：社会的・政治的に同質性の高いコミュニティ

調査地は、アムハラ州南ゴンダール県ウステ郡J村落地区である。もともとマーケット地区とそれを囲む4つの村によって構成されていたが、2011年にJ村落地区のなかで人口増が著しいマーケット地区が、「町」(*ketema qe-bele*)として独立し、現在は、このJ町を除いた部分が1つの村落地区となった。ただし、J町とJ村落地区の役場は、2つともJ町内にある。J町には、町と村落地区両方を管轄する役場、クリニック、8年生までの学校などさまざまな行政機関や行政サービスのための施設が集まっており、村落地区の住民も利用している。

調査地は、宗教、生業、そして政治的に同質性の高い地域である。J村落地区の人口は6018人で、男性世帯主の世帯1214世帯、女性世帯主の世帯207世帯である。J町には若干イスラーム教徒がいるが、J村落地区の住民は全員がエチオピア正教会の信徒である。おもな経済活動は農業であり、それ以外の経済活動は隣接するJ町が担っている。女性世帯主の場合は多くが高齢の未亡人であり、保有している土地の賃貸料で生活している。J村落地区の住民の現金収入は、農業生産物をJ町など近隣の町で販売する以外は、都市部や大規模農場のある地域への出稼ぎなどに依存している。

また、2016年の時点では、調査地においてEPRDF以外の政党の活動は確認できなかった。村落地区で選出される議会(Committee)のメンバーは全員がEPRDFの党員である⁴⁷⁾。議会メンバー内で担当が決まっており、チェアマン、副チェアマン、組織⁴⁸⁾担当、治安担当、若者問題担当、女性問題担

当，女性協会（Women's Association）担当の計7人で，うち女性が2人（女性問題，女性協会担当）である。都市部での会議などに対して日当は支給されるものの原則として無給である。

1991年にEPRDFが行った土地再分配によって，各農民ほぼ同じ面積の土地を保有している。この土地再分配による割当面積は，成人1人当たり0.5ヘクタールであった。夫婦には1ヘクタール，成人単身者には0.5ヘクタールとなる¹⁹⁾。そのため調査村では，土地をより多く獲得するために，土地分配直前に結婚ブームが起きたという。この地域は夫方居住婚であり，妻が婚入してくることで，男性の居住地において独身時と比較して2倍の農地を確保できることになる。

ただし，それ以降は，政府による大規模な土地再分配は行われず，相続や

図3-1 調査地の位置



(出所) DRMFSS (2004E.C.) のデータを基に筆者作成。

離村者の土地保有権の喪失によってしか新たに土地を獲得する機会がない。しかも、親から土地相続する場合は、キョウダイ²⁰⁾で分割するためさらに細分化されることになり、相続した面積では生計維持は困難である。夫婦で1ヘクタールの土地を得たとしても、この面積では一世帯の生存最低限の収量しか期待できない。EPRDFの土地再分配は、不平等をなくすという点では評価できるかもしれないが、根本的な土地不足の解消となったわけではない。このような状況下で、多くの若者は土地無し層になっており、男性は、コーヒー生産地であるオロミヤ州南部や、エチオピア北西部のゴマ・プランテーション、そして都市部へと出稼ぎに行く場合が多い。調査地における外部からの移住者は、婚入してきた女性、教師や農業普及員のような公務員以外はほとんどなく、人口流出地域である。

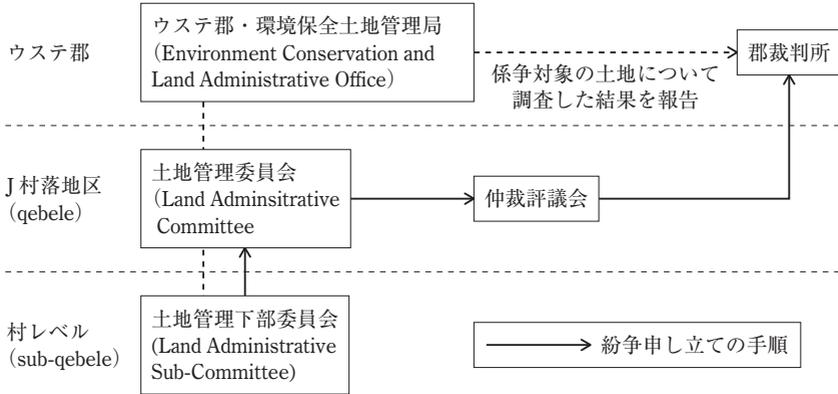
2. 行政の末端レベルまでの制度構築

調査地における土地管理は、郡レベルの土地管理局から村レベルに至るまで、行政によって階層的な制度が形成されている²¹⁾ (図3-2)。通常土地管理業務に関しては、郡土地管理局のもとに、村落地区土地管理委員会、村単位の土地管理下部委員会が設置される。

村落地区土地管理委員会の具体的な業務は、相続、贈与、土地の交換などの土地保有権の動きを記録し、登記変更がある場合には、郡レベルの土地管理局に報告して、そこで管理されている登記帳を作成または修正するよう依頼することである。ただし、実際の事務作業は、公務員として村落地区に常駐している土地管理エキスパートが行う。村落地区土地管理委員会の委員は合計21人だが、この委員は、村レベルの土地管理下部委員会の委員でもある。J村落地区には村ごとに3つの下部委員会を設置しており、各委員会は7人で構成されている²²⁾。それぞれに30歳までの女性を2人配置することになっている。

J村落地区では、土地の不法占拠の告発や離婚時の財産分与などさまざま

図3-2 ウステ郡における土地管理に関する組織図



(出所) ウステ郡土地管理局およびJ村落地区での聞き取りを基に筆者作成。

な土地紛争が恒常的にある。このような村落地区内での紛争処理の判断は、土地管理委員会が行う。この委員会には、地元の有力者でもあるチェアマンなど村落地区議会の議員が含まれている。議員が全員 EPRDF の党員であることは留意すべきである。なお、土地管理エキスパートは、委員会のメンバーではないが、委員会における土地に関する話し合いの結果を郡土地管理局に報告する役目を負う。

土地に関するトラブルがあった場合、住民は、まず村レベルの下部委員会に訴え、それが不服な場合は村落地区レベルの委員会に訴え、さらに上訴する場合は村落地区レベルの仲裁評議会に訴える。仲裁評議会は、3つの村からそれぞれ1人ずつ選出された3人によって構成されている。仲裁評議会での判決に不服な場合は、郡レベルの裁判所に訴えることになる。この際、土地の権利関係について、郡土地管理局から裁判所に報告書が提出され、裁判所はそれに基づいて判決を下す。

図3-2の組織図からみるといくつもの段階を踏んで土地に関する訴えができるように見えるが、実際には下部委員会の委員も、そして仲裁評議会のメンバーも村落地区土地管理委員会のメンバーであり、村落地区レベル内で段

階を踏んだとしても評決が覆る可能性は低い。さらに、郡土地管理局から郡裁判所への報告も委員会の結論を反映したものであることを考えると、明白な違法行為でなければ、村落地区土地管理委員会の結論を裁判所が採用する可能性が高い。村落地区レベルの結論が重視される制度となっている。

3. 土地管理制度の運用

(1) 土地保有権の公式な記録となる土地登記

郡土地管理局によると、この地域の土地登記は2004/05年に始まって、2010/11年に終了している。その後は、個別の申請に基づいて登記変更などが行われている。登記を行うと、土地保有者には登記帳が発行される。土地保有権を主張するための根拠は登記帳である。登記帳に記載される事項は法律で定められている。名前や写真といった個人情報と、土地の広さ、場所を同定するために境界に接している土地の保有者の氏名などが記載されている。

登記帳に記載される保有者の名前は1人というわけではなく、共同保有の場合は全員の名前が記載される。土地を分割相続するときに法律で定められた最低保有面積よりも下回る場合にはキョウダイで共同保有となる。また夫婦がそれぞれ土地を保有している場合は、1冊の登記帳にまとめて記載することができる（州土地法第24条3項）。法律の条項では夫婦が保有する土地を1冊にまとめる場合は共同保有（common holding）になると書かれているが、実態は、1冊の登記帳に二者の保有する土地を併記しているにすぎない。夫婦のうち片方しか土地を保有していない場合は、登記帳には土地を保有していない配偶者の氏名を追加する必要はない。離婚時の財産分与時には、その登記帳に記載されている土地を2等分するのではなく、各自が結婚時に保有していた土地をとり戻す形になる。したがって、土地をもたないまま結婚した側は、結婚後に夫婦で土地を新たに取得したのでなければ、離婚時に土地を分割して受けとることはない。また、婚姻時に各自が保有していた土地は、各々の実家周辺にあることから、離婚時に保有権についてもめることはほと

んどない。登記されている土地がどちらに所属しているのかは登記帳に明記されていないが、郡土地管理局によると、個別の保有情報については村落地区レベルで記録されているということであった。

一方、夫婦の共同保有になっている土地の場合だが、離婚時に平等に分割されるとは限らない。たとえば、1991年の土地再分配時に夫婦で1ヘクタール分配された土地は、夫婦が共同で土地保有権をもっている「共同保有権」下の土地である。この点について人々は十分認識しており、離婚時には夫と妻に土地は分割される（児玉2017）。しかし、1991年に分配された1ヘクタールが1つのプロットではなく複数である場合は、均等に分割することは困難である。農民からの聞きとりでは、離婚時にはほとんどの場合女性側に狭い土地が渡されることになるという。これは、夫方居住婚であるために、離婚時の不服申し立てを行う村において女性側が不利になるためだと考えられる。実際に姉妹が離婚したという男性から話を聞いたが、女性側は3分の1しか土地をもらえず、土地管理委員会に訴えたが無視されたという。さらに上部機関へ訴えることも可能だが、訴えるには「力」(Haile)が必要であるという説明を受けた。この「力」については明確な説明はされなかったが、訴えるために書類などを準備する能力や、紛争対象の土地のある地域での政治力などが含まれると考えられる。明言されることはなかったが、EPRDFとの関係性の深さも関係するであろう。

郡土地管理局では、不公平な土地分配が行われた場合は、妻側は「必ず」訴えを起こすと語っており、裁判所の係争数において夫婦間の問題の数が多いことを考えると、離婚時に妻側が不公平な分配をつねに受け入れているわけではないといえる。しかし、これは同時に、不公平な分配をしようという夫側の圧力が存在していることも示している。なお、夫婦の共同保有権は、この1991年の土地再分配の時だけでなく、後述の余剰地の土地再分配においても生じるため、この場合も離婚時の不平等な土地分割の問題が生じている。

(2) 法改正による初期の混乱と情報の浸透

この地域の土地登記は、上述のとおり2010/11年に終了している。したがって、調査した2015年は登記終了から4年後ということになる。郡土地管理局によると、土地に関する訴えの数は2006年の州土地法施行直後と比べると、法律に関する情報が浸透したため、現在は減少しているということであった。最も多い土地問題は相続に関するものであり、次いで夫婦間の離婚時の財産分与、そして不法占拠、境界をめぐるトラブルである。3番目の不法占拠は、おもに高齢の女性が被害者で、土地を貸していただけのはずが、賃借者から地代を払われずに保有権を主張されるといったケースである。

郡土地管理局によると、法律施行直後に訴えの数が急増したが、それは土地法における相続順位がこれまでの慣習とは異なっていたことが要因の1つであるという。州規定第11条7項では、遺書がない場合は以下のように相続順位が設定されている²³。

- 第1位：未成年（18歳以下）の子、その子どもがいない場合は〔住居および生計をともにする〕世帯員
- 第2位：土地を保有していないが生計手段として農業に従事しているまたは従事することを希望する成人した息子と娘
- 第3位：土地を保有し農業に従事している成人した息子と娘
- 第4位：死亡者に未成年の子、成人した子、家族、同居していた後見人などがいない場合は、農業に従事している親

この条項は、土地の保有において、弱者に高い優先順位を与えるということを意図している。州土地法にある土地保有権の原則として、「土地分配時には、女性、障害者、孤児に優先順位を与える仕組み（working system）が施行されるものとする」（州土地法第5条6項）と定められていることに基づいた条項である。この規定は、結婚する息子が独立する順番に土地を分割譲与してもらったこれまでの慣習とは大きく異なる。これに基づけば、年長の

キョウダイが土地を分割譲与してもらっても正式な登記を行っていないければ、親が死去したときには18歳以下のキョウダイが土地をすべて獲得することになる。そのため、同法の施行当初は土地トラブルで傷害事件なども多発したという。しかし、郡土地管理局や土地管理委員会などが、日曜日の教会礼拝の後に開かれる集会などで周知に努めた結果、現在では法律の認知が進んできており、土地の相続に関する係争は減ってきているという。

ただし、土地トラブルの減少は、法律の認知向上の結果だけではなく、後述するように深刻化しつつある土地不足の問題に対して小農世帯が生存のためにさまざまな手段を講じている結果であるともいえる。

(3) 訴訟後の対応からみる法的執行力

国家権力の浸透度を把握するためには、法の執行力を確認することが1つの有効な方法であろう。郡土地管理局での聞きとりでは、裁判所で判決が出れば、人々はそれに従うことになるかと断言するなど、法の執行力について強い確信をもっていた。実際に小農に聞いてみても、裁判所の判決だけでなく、土地管理委員会の判断には基本的に従うという回答が一般的だった。

筆者は、土地の境界侵犯に関する事例について、その問題を解決した直後の村落地区土地管理委員会の委員やその他立会人から話を聞くことができた。この事例は、高齢者が、境界を侵犯して耕作を行っている若者について委員会に訴えたものである。委員会は、老人側の要求を認めて、両者および委員会委員らの立ち会いのもと、境界を画定するという作業を行った。土地に関するトラブルの多くは、高齢者や女性が土地を貸して、その後借りた側がその土地の保有権を主張することから発生しているという説明がなされた。

村落地区土地管理委員会のメンバーは21人だが、その立ち会いに参加したのは5人の委員と、村落地区事務担当官、土地管理エキスパート、警官の合計8人であった。5人の委員の通常の職務は、村落地区チェアマン、村落地区議会治安担当議員および女性問題担当議員、仲裁評議会評議員、村落地区土地管理委員会委員長である。この結果に対して若者側の反発はないのかと

いう質問に対して、チェアマンからは、こちらは銃をもった警官が立ち会っているのだから反抗しようがなく、判決に従うのだと説明を受けた。

チェアマンの話によると、土地関連の紛争は年々減少しているという。2014/15年には50件程度だったが、2015/16年はあと1カ月を残すのみで20件しかない。これは、新しい土地法に対する理解が浸透することで土地紛争の数が減少しているという郡土地管理局担当者の話と合致している。

(4) 従来の慣習とは異なる相続制度の運用

通常の土地保有権の変更については当事者の合意によって進められるが、相続の場合については、郡の裁判所によって州土地法や州土地規定に従って決定される。相続する者同士のみで財産分与額を決定することはできず、裁判所によって法律にのっとって決定されるのである。そのため、結婚時に親から非公式に土地を分与されていたとしても、正式に登録していなければ、18歳未満のキョウダイがすべて相続する。また、分割相続する場合でも、州土地法第9条に定められた0.2ヘクタールを下回る場合は、各自で保有することはできず、連名登記による共同保有となる。1991年の土地分配では夫婦で1ヘクタールを割り当てていたことを考えると、その子ども²⁴が分割相続する場合は法定最低保有面積0.2ヘクタールをкаろうじて維持できるが、それ以上の子どもがいると共同保有となる。ただし、0.2ヘクタールでは、先述の Berhanu, Berhanu, and Samuel (2003) による1世帯の生存維持レベルである0.86ヘクタールを大きく下回る土地面積となる。

しかし、現実にはこのような細分化が生じているかという点、必ずしもそういうわけではない。J村落地区担当の土地管理エキスパートからの聞きとりでは、連名登記になったとしても、実際に誰がその土地を使用しているのかについてまでは、法律で管理することはできないため、その使用はキョウダイ間の話し合いにゆだねられることになるという。また、土地不足の深刻さは周知の事実であり、小農世帯も子どもが農業ではない職業につくことができるように、教育を受けさせる傾向にある。そのため、土地相続による争い

が頻繁に起きるわけではないということであった。州土地法第12条の土地保有権剥奪条件によって、政府の役人や商人のような農業以外の職業についている者は、土地相続の対象者から除外される。この条項に基づいて調査地では、18歳未満の子どもであっても、子どもが8年生未満で農民になるのが確実な場合は土地を相続できるが、9年生以上に進んでいたら農業以外で生計を立てる者であるとして、18歳未満の子どもとしての相続対象から除外されるというのがJ村落地区の土地管理エキスパートの見解であった。州土地法の「土地保有権を剥奪する条件」のなかにある「農業以外で生計を立てている」という項目を、裁判所が拡大解釈しているともいえる。この点については、たとえば9年生以上で学んでいる子どもが農業にはつかないと裁判所で宣言するといった手続きを踏んでいるのかは現段階では不明であるが、このような判断基準は法律には明記されておらず、実態をかんがみたらローカル・ルールと考えられる。

(5) 余剰地の再分配

エチオピア憲法では、土地所有権は国に所属していると定められている(憲法第40条)が、それを明確に示しているのが、余剰地の再分配である。州土地法第12条では「土地保有権を剥奪する条件」を定めており、それに該当する者の土地保有権を剥奪することができる。調査地で多いのは、もはや農業に従事していない者や、遠隔地に居住している者の土地保有権剥奪である。土地保有者のいない土地は、年に一度村落地区役所がリストをつくり、土地をもたない居住者に再分配される。再分配が行われることは、日曜日の教会後に開催される集会などで公表される。どの場所が割り当てられるのかは抽選で決定される²⁵⁾。割り当てに際しての優先順位は法令に定められておらず、村落地区土地管理委員会にゆだねられている。

2016年7月のJ町役所事務官からの聞きとりでは、毎月村落地区土地管理委員会のメンバーが集まって余剰地についての情報収集を行い、年に一度まとめて土地を割り当てているということであった。最近では2016年3月²⁶⁾に

12ヘクタールを36人に分配したという。土地をもたない世帯が対象であり、そのなかで家族の多い世帯、次いで18歳以上で親にも土地がない独身者といった形で優先順位リストが作成される。

この再分配制度は、土地の所有が個人ではなく、国に帰属していることを明確に示すものである。しかし、この制度を多くの農民が受け入れている。土地不足が深刻ななか、不在地主の存在を認める余裕がこの地域にないことが、この制度を受容する大きな理由の1つであろう。また、このような再分配制度は、EPRDFによって完全に新しい制度として導入されたわけではないことにも留意すべきである。この制度は、長年アムハラ州で行われてきた慣習であるルストと類似している。現在の土地再分配を最終的に承認するのは共同体外の権威であるが、共同体のなかで土地を割り当てるという行為自体に大きな違いはなく、その行為は基本的に行政側から承認されている。この点もまた、人々が余剰地の再分配制度を受け入れている大きな要因であるといえる。

おわりに

本章では、エチオピア・アムハラ州において導入された土地管理制度がどのように運用されているのかを検討してきた。明らかになったのは、村レベルまで行政による土地管理制度が構築されていることである。法律施行直後に多発した土地に関する紛争件数も減少に向かっているなど、土地保有権は安定化の方向にある。この土地管理制度は、政府によって導入されたものではあるが、現地住民たちの話し合いによる決定が尊重されることによって成立している。

土地不足のなかで土地を分配するためには、ほかの世帯から土地をとりあげなければならない。そのためにはある程度の強制力が必要であり、従来の慣習法や話し合いでは対処しきれない。住民は、公式な土地管理制度を受容

せざるを得ないのである。また、実定法の内容が、もともとのアムハラ土地に関する慣習と親和性が高いということも、受け入れられている要因であろう。

しかし、調査地における土地管理制度は、EPRDFの単党体制のもとにあるがゆえに可能になっている側面は否定できない。2005年の総選挙を転機として、EPRDFは、農村社会における支持を確固たるものにするために、農村部における土地管理制度の整備を行った。この地域では、村落地区議会の委員選出にみられるようにEPRDFによる支配が確立しているために野党はほとんど活動しておらず、農村社会の土地不足の問題にはEPRDF対反EPRDFのような政治的対立は持ち込まれていない。その結果、もともと社会的、政治的に同質性の高い調査地において、村落地区や村レベルの土地管理委員会のもと、土地に関する平和的な話し合いが可能になっている。現状では、土地をめぐる紛争はあっても、その不満が高じて反EPRDFを旗印に既存の秩序を覆そうというような政治的な性格を帯びることは考えにくい。EPRDFの党員である村落地区議会のメンバーが土地管理委員会の中核であることを考えると、土地管理制度とEPRDFは切り離すことのできない関係にある。したがって、EPRDFの統治に対して反対運動を行えば、要職にあるメンバーの権威が揺らぐことになり、現在ある程度安定的に機能している土地管理制度が機能不全に陥る可能性がある。現状でも生存維持レベルの土地面積で農業活動を行っている小農にとっては、土地に関する紛争が起きて農作業に従事できなくなることは死活問題である。たとえ土地管理制度以外の点でEPRDF政権に不満があったとしても、反政府運動を行うことは生存維持のためにも選択肢に入らない。EPRDFは、土地管理制度を整備することをとおして、農村部での安定的な統治を確保した結果、アムハラ州農村部の領域化に成功したといえる。

土地保有権安定化は、当座は歓迎すべきことである。しかし、農村社会自体が土地不足を所与として大きく変容しつつある。子どもへの教育投資の増加や若者世代の都市部への流出が進むにつれて脱農業化が進み、農村部で

あっても早急に解決すべき問題は土地不足だけではなくなっている。たとえば若者の失業問題は農村部でも深刻な問題となっている。安定した土地管理制度を提供することで農村部における EPRDF 支持を確保したと判断して、新たな経済・社会問題を放置することになれば、農村部も政治的に不安定化する可能性がある。農村社会の変容については、今後も注視していく必要がある。

[注] _____

- (1) デルグとはアムハラ語で「委員会」(committee)を意味し、もともとは革命勃発直前の1974年6月に設立された、「国軍、警察、国防義勇軍の調整委員会」(the Coordinating Committee of the Armed Forces, Police, and Territorial Army)を指していた。革命勃発直後にこの調整委員会は臨時軍事行政評議会(Provisional Military Administrative Council: PMAC)へと変更されたが、引き続きデルグと呼ばれている(Bahru 2002, 236; Marcus 1994, 187-189)。
- (2) 引用はSack (1986, 19) の山崎 (2016) による訳文である。
- (3) ただし、牧畜民が多く住む西南部では大規模な農場経営を奨励するなど、地域によって農業政策に違いがある。政策文書では、人口密度が低い西南部では大規模商業農業に積極的に土地を割り当てるとしている(MoFED 2002, 38, 52)。エチオピアの土地政策は、すべての地域の住民(西南部では牧畜民)の土地権利の安定をめざしているわけではない(佐川 2016)。
- (4) 2005年の総選挙以降の政府の方針転換の伏線として、対エリトリア戦争後の2001年に起きた、TPLF内での分裂問題が挙げられる。当時の首相であったメレス・ゼナウィ(2012年死去)が、反対派を追放し内部粛清を図ったことで、政権の強権化が進んだと指摘している先行研究もある(Aalen and Tronvoll 2009, 194; Chinigò 2015; Vaughan 2011, 629-632)。
- (5) エチオピアの行政区分は、上から、連邦政府(federal state) - 州(regional state) - 県(zone) - 郡(woreda) - 村落地区(gebele) - 村(sub-gebele)となっている。
- (6) ただし、地方分権化による大幅な権限委譲の方向性自体は、2002年に始まった「郡レベル地方分権化プログラム」(District Level Decentralization Program)ですでに定まっていたといえる(Mulugeta 2012, 59)。
- (7) ここでの「民主化」とは、民政移管、複数政党制選挙の実施を指し、民主主義体制が実現したことを意味しているわけではない(遠藤 2005; 津田 2005)。
- (8) 各裁判所から提供された、2014年7月8日~2015年7月7日のデータに基

づく。

- (9) このほかに、グルト (*gult*) という土地に関する権利もある。グルトとは、軍事奉仕に対する褒賞として、皇帝が臣下に与える特定の土地に対する徴税権である (Bahru 2002, 14; Pausewang 1983, 23-24)。
- (10) Proclamation to Provide for the Reallotment of the Possession of Rural Land in The Amhara National Region, Proclamation No.16/1996 (1996年11月5日公布) およびその修正法である Proclamation No.17 (1997年7月公布) (Yigremew 2001, 17)。
- (11) Federal Rural Land Administration Proclamation No.89/1997.
- (12) Public Ownership of Rural Lands Proclamation No.31/1975, FAO 法律データベースより (<http://faolex.fao.org/docs/pdf/eth3096.pdf> 2016.12.6アクセス)。
- (13) Federal Democratic Republic of Ethiopia Rural Land Administration and Land Use Proclamation No.456/2005.
- (14) Amhara National Regional State Rural Land Administration and Use Proclamation No.26/2000.
- (15) The Revised Amhara National Regional State Rural Land Administration and Use Proclamation: Proclamation No.133/2006.
- (16) The Amhara National Regional State Rural Land Administration and Use System Implementation, Council of Regional Government Regulation No.51/2007.
- (17) 正確には、EPRDF 傘下のアムハラ民族民主運動 (Amhara National Democratic Movement: ANDM) の党員である。傘下の党は、各州の中心となるエスニック・グループ名を冠した政党名をつけており、アムハラ州では ANDM である。ただし、人々は通常 ANDM ではなく EPRDF (アムハラ語の略称で *Ehadig*) と呼んでいる。
- (18) 住民からの聞きとりによると、ANDM の党員に関する活動であるということであった。
- (19) 土地再分配はアムハラ州各地で行われたが、土地の割当面積は人口規模や対象地域の可耕面積の多寡により地域で異なる (Ege 2002, 64; Mekonnen 1999; Teferi 1998; Yigremew 2001, 18-19; Young 2006, 183)。
- (20) ここでいう「キョウダイ」とは、兄弟と姉妹の両方を含む。
- (21) 本項の情報は、2015年10～11月および2016年7月に行った郡土地管理局および村落地区土地管理委員会委員等からの筆者聞きとりに基づく。
- (22) 実際には4つの集落があるが、2つの集落については統合されて1つの下部委員会が設置されている。
- (23) 配偶者が遺されている場合は、他地域へ移住したり、新たに結婚したり死亡するまでは、そのまま配偶者がその土地を使用することができる (州規定第11条8項)。

- (24) 南ゴンダール郡農村部の平均出生率は約5人である (Central Statistical Agency 2010)。
- (25) 2015年8月郡土地管理局担当者からの聞きとり。
- (26) 正確にはエチオピア暦 *Megabit* (3/10~4/8) である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 岩田拓夫 2010.『アフリカの地方分権化と政治変容』晃洋書房。
- 遠藤貢 2005.『『民主化』から民主化へ? —— 『民主化』後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐる』『アジア経済』(46) 11・12月 10-38。
- 河野勝 2002.『制度』東京大学出版会。
- 児玉由佳 2015a.「2015年エチオピア総選挙——現政権圧勝後の展望——」『アフリカレポート』(53) 10月 62-67。
- 2015b.「エチオピアにおける土地政策の変遷からみる国家社会関係」武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所 225-254。
- 2017.「土地を獲得する女性たち——アムハラ結婚は変わるのか?」石原美奈子編『現代エチオピアの女たち』明石書店 28-45。
- 佐川徹 2016.「フロンティアの潜在力—エチオピアにおける土地収奪へのローカルレンジの対応」遠藤貢編『武力紛争を越える—せめぎ合う制度と戦略のなかで』京都大学学術出版会 119-149。
- 津田みわ 2005.『『民主化』とアフリカ諸国』『アジア経済』(46) 11・12月 2-9。
- 山崎孝史 2016.「境界, 領域, 『領土の罨』—概念の理解のために—」『地理』61(6) 6月 88-96。

<外国語文献>

*エチオピア人の姓名は姓に父親の名を使用しているため、混乱を防ぐために、エチオピア人の著者名は、名・姓の順番で表記した。本文でも姓ではなく名で表記している。

- Aalen, Lovise and Kjetil Tronvoll. 2009. "The End of Democracy? Curtailing Political and Civil Rights in Ethiopia." *Review of African Political Economy* 36: 193-207.
- Abbink, Jon. 2011. "Ethnic-Based Federalism and Ethnicity in Ethiopia: Reassessing the Experiment after 20 Years." *Journal of Eastern African Studies* 5 July: 596-618.
- Bahru Zewde. 2002. *A History of Modern Ethiopia, 1855-1991*. 2nd ed. Addis Ababa: Addis Ababa Unvieristy Press.
- Bahru Zewde and S. Pausewang. 2002. *Ethiopia: The Challenge of Democracy from Below*.

- Uppsala and Addis Ababa: Nordiska Africainstitutet and Forum for Social Studies.
- Berhanu Nega, Berhanu Adenew and Samuel Gebre Sellasie. 2003. "Current Land Policy Issues in Ethiopia." *Land Reform, Land Settlement, and Cooperatives* 11 (3) December: 103-124.
- Bezu, Sosina and Stein Holden. 2014. "Demand for Second-Stage Land Certification in Ethiopia: Evidence from Household Panel Data." *Land Use Policy* 41 November: 193-205.
- Central Statistical Agency. 2010. *Population and Housing Census of Ethiopia: Results for Amhara Region: Part III: Statistical Report on Population Dynamics (Fertility, Mortality and Migration Conditions of the Population)*. Addis Ababa: Central Statistical Agency.
- . 2011. *Statistical Abstract 2011/2012 (DVD)*. Addis Ababa: Central Statistical Agency.
- Chinigò, Davide. 2015. "The Politics of Land Registration in Ethiopia: Territorialising State Power in the Rural Milieu." *Review of African Political Economy* 42: 174-189.
- Daniel W. Ambaye. 2015. *Land Rights and Expropriation in Ethiopia*. Cham: Springer.
- Deininger, Klaus and Hans Binswanger. 1999. "The Evolution of the World Bank's Land Policy: Principles, Experience, and Future Challenges." *The World Bank Research Observer* 14(2) August: 247-276.
- Dessaiegn Rahmato. 1984. *Agrarian Reform in Ethiopia*. Uppsala: Scandinavian Institute of African Studies.
- . 2008a. "Ethiopia: Agriculture Policy Review." In *Digest of Ethiopia's National Policies, Strategies and Programs*, edited by Taye Assefa. Addis Ababa: Forum for Social Studies, 129-151.
- DRMFSS (Disaster Risk Management and Food Security Sector) 2004E.C. 'Administrative Region, Zone and Woreda Map of Amhara' (<http://www.dppc.gov.et/downloadable/map/administrative/2005/Amhara.pdf> 2016.6.25アクセス).
- Dunning, Harrison C. 1970. "Land Reform in Ethiopia: A Case Study in Non-Development." *UCLA Law Review* 18(2) December: 271-307.
- Ege, Svein. 2002. "Peasant Participation in Land Reform: The Amhara Land Redistribution of 1997." In *Ethiopia: The Challenge of Democracy from Below*, edited by Bahru Zewde and S. Pausewang. Uppsala and Addis Ababa: Nordiska Africainstitutet and Forum for Social Studies, 71-86.
- Gilkes, Patrick. 2015. "Elections and Politics in Ethiopia, 2005-2010." In *Understanding Contemporary Ethiopia: Monarchy, Revolution and the Legacy of Meles Zenawi*, edited by P. Gérard and É. Ficquet. London: Hurst, 313-331.

- Hoben, A. 1973. *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia: The Dynamics of Cognatic Descent*. Chicago: University of Chicago Press.
- Lavers, Tom. 2012. "‘Land Grab’ as Development Strategy? The Political Economy of Agricultural Investment in Ethiopia." *Journal of Peasant Studies* 39(1) March: 105–132.
- Lefort, René. 2007. "Powers–Mengist–and Peasants in Rural Ethiopia: The May 2005 Elections." *The Journal of Modern African Studies* 45(2) June: 253–273.
- . 2010. "Powers–Mengist–and Peasants in Rural Ethiopia: The Post-2005 Interlude." *The Journal of Modern African Studies* 48(3) September: 435–460.
- . 2012. "Free Market Economy, ‘Developmental State’ and Party-State Hegemony in Ethiopia: The Case of the ‘Model Farmers’." *The Journal of Modern African Studies* 50(4) December: 681–706.
- Manor, James. 1999. *The Political Economy of Democratic Decentralization*. Washington, D.C.: World Bank.
- Marcus, Harold. G. 1994. *A History of Ethiopia*. Berkeley: University of California Press.
- Mekonnen Lulie. 1999. "Land Reform and Its Impact on the Environment: The Case of Gidan Woreda." In *Food Security through Sustainable Land Use: Policy on Institutional, Land Tenure, and Extension Issues in Ethiopia (Proceedings of the First National Workshop of NOVIB Partners Forum on Sustainable Land Use)*, edited by Taye Assefa. Addis Ababa: NOVIB Partners Forum on Sustainable Land Use, 175–201.
- Merera Gudina. 2011. "Elections and Democratization in Ethiopia, 1991–2010." *Journal of Eastern African Studies* 5 (4) March: 664–680.
- Ministry of Agriculture and Natural Resources. 2017. "Proclamation Land." Addis Ababa: Ministry of Agriculture and Natural Resources (<http://www.moa.gov.et/web/pages/proclamationland> 2017.8.7アクセス).
- MoFED (Ministry of Finance and Economic Development). 2002. *Ethiopia: Sustainable Development and Poverty Reduction Program*. Addis Ababa: MoFED.
- . 2010. *Growth and Transformation Plan (GTP) 2010/11–2014/15: Draft*. Addis Ababa: MoFED.
- Mulugeta Debebe Gemechu. 2012. "Decentralization in Ethiopia: The Case of Dendi District, West Shoa Zone, Oromia; Concept and Process." Ph D.diss., Faculty of Spatial Planning, Technische Universität.
- Pausewang, Siegfried. 1983. *Peasants, Land, and Society: A Social History of Land Reform in Ethiopia*. München: Weltforum Verlag.
- Pausewang, Siegfried, Fantu Cheru, S. Brüne and Eshetu Chole. 1990. *Ethiopia: Rural Development Options*. London and New Jersey: Zed Books.

- Perham, Margery. 1969. *The Government of Ethiopia*. London: Faber and Faber.
- Sack, Robert David. 1986. *Human Territoriality: Its Theory and History*. Cambridge: Cambridge University Press.
- SARDP (SIDA-Amhara Rural Development Program). 2010. *Land Registration and Certification: Experiences from the Amhara National Regional State in Ethiopia*. Addis Ababa: BoEPLAU/SIDA.
- Teferi Abate. 1998. *Land, Capital and Labour in the Social Organization of Farmers: A Study of Household Dynamics in Southwestern Wollo, 1974-1993*. Addis Ababa: Department of Sociology and Social Administration, College of Social Sciences, Addis Ababa University.
- Vaughan, Sarah. 2011. "Revolutionary Democratic State-Building: Party, State and People in the EPRDF's Ethiopia." *Journal of Eastern African Studies* 5 (4): 619-640.
- World Bank. 1997. *World Development Report 1997: The State in a Changing World*. New York: Oxford University Press.
- Yigremew Adal. 2001. *Land Redistribution and Female-Headed Households: A Study in Two Rural Communities in Northwest Ethiopia*. Addis Ababa: Forum for Social Studies.
- Young, John. 2006. *Peasant Revolution in Ethiopia: The Tigray People's Liberation Front, 1975-1991*. Cambridge: Cambridge University Press.

